

【調査方法】

更生保護施設及び補導員・福祉職（※）に対する調査と、定着支援センターに対する調査を併行して実施、特別調整の現状を把握、分析することにより、特別調整の受け皿における実践上の課題を把握、分析していく。

更生保護施設に対しては、質問紙による悉皆調査と、補足的にインタビュー調査を通し、1) 受入に対する実態・2) 打診のあった際に検討する事項・3) 受け入れのために必要と考える条件や支援・4) 社会福祉との連携、について調査を行う。質問紙は留置法もしくは郵送法を併用し、インタビュー調査は調査者が訪問して実施することとする。

定着支援センターに対しては、インタビュー調査を実施、対応したケースを集約していくこととする。支援の過程を分析して、受入先確保や関係機関・団体への連携上の課題を明らかにしていく。

- ※ 更生保護施設でも刑事施設と同じく社会福祉士の採用を予定していたが、実際には介護福祉士など他の資格の福祉職員が採用されているところもある。このため現状を踏まえて「福祉職」という表記とする。

ア) 更生保護施設に対する質問紙調査の内容

別紙2のとおり。

イ) 更生保護施設職員へのインタビュー調査の内容

高齢者・障害者の受け入れ経験のある更生保護施設職員に対し、受け入れケースの処遇過程を中心に半構造的な聞き取り調査を行う。聞き取り調査は、以下の調査項目を踏まえた半構造的なインタビュー調査を実施する。なおインタビューは更生保護施設の補導員および福祉職から実施する。

（調査項目）

- ・受け入れたケースの属性
- ・受け入れたケースについて実施した処遇内容（処遇過程に沿って）
- ・処遇のなかで困った内容
- ・処遇のなかで調整上考慮した内容
- ・処遇後の課題

ウ) 地域生活定着支援センターへのインタビュー調査の内容

全国の定着支援センターの職員に対し、受け入れたケースについて、支援の過程に沿って調整・検討した内容を以下の項目を踏まえた半構造的なインタビューを実施する。

（調査項目）

- ・受け入れたケースの属性
- ・受け入れたケースについて実施した支援内容（支援の家庭に沿って）
- ・環境調整で困った内容
- ・支援の中で配慮した点
- ・今後の課題

【前年度までの調査】

更生保護施設に対する質問紙調査およびインタビュー調査の設計を終えて、1 施設の協力を得て試行的にインタビュー調査・質問紙調査を実施し、現在結果の整理と見直しを行っている。また調査協力を得るべく、関係機関との打ち合わせを進めつつ、報告者の調査研究に協力頂いてきた他2 施設への依頼を実施している。

【更生保護施設に対する質問紙調査結果】

全国の更生保護施設を対象として、郵送自記式の質問紙調査を行った。回答施設数は96施設であった。別紙3に単純集計結果を示す。

(研究協力者：古川隆司)

3) 諸外国における刑事司法と福祉の連携

諸外国における触法高齢者・障害者を巡る司法と福祉の連携、特に、事件発生後できるだけ早期の段階で福祉的ニーズの把握が行われるシステム、特に、刑事司法で働く専門職としてのソーシャル・ワーカーに焦点を当てつつ、「判決前・後(社会)調査」、「特別な当番弁護制度」、「警察・検察・裁判所における福祉専門職又は福祉的素養をもった担当官の配置」等についてまずそれぞれの国の概要について調査を実施している。

平成22度は、イタリア、ドイツ等を調査対象としている。

また、ノルウェーについては、平成22年3月に浜井がオスロ大学を訪問し、海外協力者のLill Scherdin(リル・シェリダン)の協力の下、政府統計局(司法統計部門)、オスロ刑務所を訪問し、担当者に対してインタビュー調査を実施したほか、オスロ大学犯罪学研究所のスタッフとの意見交換会を実施し情報を収集した。この調査結果

については、第3回会議で報告すると同時に、その内容の一部は、法律専門雑誌『季刊刑事弁護』（現代人文社）63号に掲載された。ノルウェーの年金制度や住宅政策など高齢者や障害者に対するセイフティーネットの詳細や刑事司法関係者の研修制度についても資料収集を続け、必要があれば年度末に再訪問を実施したい。

イタリアについては、トリノにある UNICRI (United Nations Interregional Crime and Justice Research Institute)の研究員の Angela Patrignani (アンジェラ・パトリニャーニ)&Francesca Bosco(フランチェスカ・ボスコ)の両氏に研究協力を依頼し、イタリアの刑事司法における高齢・障害者の処遇に関する報告書(英語)を受領した。イタリア報告書は現在改訂版が作成され翻訳中である。

本年度は、こうした事前調査を基に、高齢者や障害者を刑務所に入れないための刑事司法制度の運用や実務についてより具体的な内容を調査した。UNICRI に協力を要請しイタリアでの現地調査を企画、司法精神病院、刑務所、矯正処分監督裁判所、社会内刑執行機関等を訪問し各機関の責任者や実務担当者に対するインタビュー調査を実施した。この調査結果(別紙4参照)については、その内容の一部を、法律専門雑誌『季刊刑事弁護』（現代人文社）65号に掲載された。

イギリスについては、Tom Ellis(トム・エリス)に関連文献の調査を依頼し、Elaine Crawley や Richard Sparksらイギリスにおける高齢犯罪者処遇に関する複数の文献を入手した。また、来年度神戸で行われる国際犯罪学会の世界大会において、Strathclyde 大学の Tata Cyrus 教授にイギリスにおける判決前調査の効果について報告してもらう予定である。

なお、韓国については、刑事司法において、高齢者や知的障害者などに対する特別な措置はないことが判明したため、調査対象国から除外することとした。

4) ドイツ及びイギリスにおける障害者等に対する取調べと援助

【ドイツにおける障害者等に対する取調べと援助】

ドイツにおいては、精神障害者等に対する弁護権保障に関する規定が刑事訴訟法に設けられている。ドイツ刑法140条2項は、「裁判長は、…被告人が自ら防衛することができないことが明らかとなるとき、請求により又は職権で、弁護人を任命する」と規定している。この「自ら防衛することができないことが明らかとなるとき」には、精神障害、知的障害、高齢者、読み書きができない者、

心身障害者のための特殊学校の学生が被疑者の場合に含まれるとされている。後述のイギリスの例に比べて、逮捕されていない場合においても、弁護人の選任があり得る点で特徴的である(ドイツ刑法141条1項、2項)。

この規定により選任された弁護人は、被疑者と協議するために必要な援助を得ることができる(裁判所構成法186条)。

他方で、イギリスのように取調べへの弁護人の立会は認められていない。もっとも、以下の点に留意する必要がある。ドイツでは、取調べ自体を目的とした身体拘束(尋問を行うための勾引)が認められている。他方で、日本でいう逮捕・勾留された場合は、逮捕後に最大48時間以内に裁判官のもとに尋問のため引致されなければならない。その後は被疑者の身体は捜査機関の手元に置かれなければならないため、基本的に取調べは行われない。それゆえ、被疑者が取調べを受ける場合には、任意に応じる場合と召喚・勾引に基づく場合があることになる。前者の場合については、被疑者が取調べを拒否した場合は捜査機関による説得は可能とはいえ、取調べは中止されるべきとされている。後者の場合において、日本のような出頭・滞留義務が課せられるかが問題となる。通説は、このような場合でも被疑者が取調べを拒否した場合は、取調べそのものを終了して、被疑者を釈放すべきとされている。また、被疑者には、取調べ中も含めていつでも弁護人と自由に相談する権利が認められている。被疑者が弁護人との相談を申請した場合は、取調べは中断されなければならないし、取調べ前に申請があった場合は取調べは延期されるべきとされている。このような実務を前提とすれば、弁護人による取調べのコントロールも可能であろう。

【イギリスにおける障害者等に対する取調べと援助】(京明「被疑者取調べにおける精神障害者等の供述の自由」(1)(2・完)香川法学28巻2号(2008)、3・4号(2009)の内容に加え、Ed Cape, *Defending Suspects at Police Stations* 5th.ed. 2006なども参照した。)

(1) 「適切な大人 (Appropriate Adult) 制度」

イギリスでは、少年や精神障害など、精神的に傷つきやすい者が逮捕などされた場合に、弁護権保障だけでなく、それらの者を福祉的・心理的に援助する第三者が必要的に関与する制度が構築されている。これを、「適切な大人 (Appropriate Adult) 制度」という。

この制度は、1984年の警察・刑事証拠法 (PACE) によって創設された。

この「適切な大人」(少年の場合を除く)とは、①「親

族、後見人、その他その者のケア若しくは看護に責任を負う者」、②「精神病患者又は精神的に傷つきやすい人々の扱いに習熟している者。但し、警察官又は警察官に雇用されている者を除く」、③「そのいずれも存在しない場合は、警察官又は警察に雇用されている者を除く 18 歳以上の責任のある大人」とされている。さらに、家族より習熟や訓練について資格を有する者が望ましいとされている（実務規範 C1.7、ガイダンス 1D）。

（2）制度の概要

被疑者が逮捕された場合、警察官である留置管理官（Custody Officer）は、「被留置者が、精神障害者もしくはその他の精神的に傷つきやすい者であること、又は自己に対する質問もしくは自己の解答の意義を精神的に理解することができないものであるとの疑いを持ったとき、又は善意でその旨を知らされたとき」は、その被留置者を精神障害者若しくはその他の精神的に傷つきやすい者（以下、精神障害者等）として扱うべきとされている（PACE 実務規範 C1.4 条）。

留置担当官が精神障害者等に当たると判断する基準については、次のような規定がある（実務規範 C に関するガイダンス 1 G）。まず、①「精神障害」とは、1983 年精神衛生法 1 条 2 項において、「精神病、精神の発達遅滞」、精神病質、その他の精神の障害又は無能力」とされている。②「精神的に傷つきやすい」とは、その精神の状態又は能力のゆえに、自分に対して言われていること、自分に対する質問又は自分の返答の意味を理解しないおそれがある被留置者を指すと言われている。

被留置者が、精神障害者等に当たると判断された場合、自分が逮捕されたことを「友人、親族、知人、その他の福利に関心を有すると思われる者」に通知する権利（PACE 56 条、実務規範 C5 条。この権利はそもそも逮捕・留置されている者に認められている）に加えて、被留置官により遅滞なく当該留置の理由及び被留置者の所在を遅滞なく「適切な大人」に対して通知し、「適切な大人」に警察署への出頭を要求するとされている（実務規範 C 3.15 条）。

この、「適切な大人」は、役割は被疑者の取調べにおけるものとそれ以外のものに区別することができる。

まず取調べに関するもの以外の役割を挙げておこう（助言や権利告知・行使の実効化）。①被疑者が逮捕・留置された場合においてなされる権利（逮捕されたことを連絡してもらおう権利、弁護士と内密に相談する権利、実務規範を参照する権利）の告知などに立会うという役割

（実務規範 3.1、3.17 条など）。被疑者自身への助言や援助という「適切な大人」の義務、その「適切な大人」といつでも内密に相談できることに関する助言も被留置者になされる（実務規範 C3.18 条）。②被留置者本人が要求していない場合であっても、本人の利益のために、法的助言を得るために弁護人を要求すること（実務規範 C 3.19 条）。この要求がなされた場合は、原則として取調べを行うことはできない（実務規範 C6.6）。

次に、取調べに関するものを挙げておこう。まず、被疑者取調べの立会については、「適切な大人」のいないところで、取り調べを受け、又警告の下に作成された供述書面若しくは取調べ記録への署名やその提出を求められてはならない、とされている（実務規範 C11.15 条）。さらに、「適切な大人」が取調べに立ち会う意味としては、①取調べを受ける者への助言、②取調べが適正かつ公正に行われているかの観察、③取調べを受けている者とのコミュニケーションの促進が挙げられている。それゆえ、「適切な大人」は、取調べが、被疑者を混乱させ、抑圧的な方法で行われる場合などは、弁護人による法的助言を得るため、取調べの中断を求めることができる（取調べが長時間に及んだり、被疑者が混乱するなどした場合も同様である）。このような「適切な大人」の立会なく、取調べが行われた場合は、そこで獲得された自白は排除される。

（3）実務上の諸問題

精神障害者等に該当するかどうかの判断は、留置管理官である。しかし、留置管理官は、該当するとの疑いをもったとしても、直ちに「適切な大人」を呼ぶわけではなく、医師、とくに警察医を呼び、その診断を求めるのが一般的であるとされている。そして、医師の判断、助言、勧告を踏まえて、「適切な大人」を呼ぶかどうかの判断をしているとされている。このような運用の背景については、「適切な大人」を呼ぶまでに要する手間や時間を回避するのに役立つという理由があるということが指摘されている。他方で、医師を呼ぶ判断をするのは結局留置管理官なのであるから、やはり警察に対する研修やガイドラインが必要であるとする指摘もある。

その他、「適切な大人」の役割や資格に関するガイダンス、供給のための制度の充実など様々な改革の必要性などが指摘されている。

4. まとめ

（1）日本の法制度

日本では、2004年の刑訴法改正により、裁判官の職権による被疑者の国選弁護人の選任要件として「精神上の障害その他の事由により弁護人を必要とするかどうかを判断することが困難である疑いがある被疑者」が加えられた。この改正自体は、重要といえる。とはいえ、この規定は被疑者が最大72時間の逮捕後に勾留がなされたことが前提とされている。それゆえ、72時間逮捕されながら取調べを受けた後に関する規定であるといえる。また、その判断については明確な判断は示されていないし、弁護人も含めて第三者による取調べへの立会いは認められていない。さらに、このような手続、とくに取調べを経て獲得された自白については、証拠能力（証拠としての資格）という観点ではなく、証明力（証拠としての価値）の面で考慮されているに過ぎない。

(2) 日本法への示唆

ヨーロッパ人権裁判所も認めているように、捜査手続においても「公正な手続を受ける権利」が最大限保障されるべきである。日本は、ヨーロッパ人権条約を批准していないが、ほぼ同内容の自由権規約を批准している。さらに、「障害者の権利条約」13条を踏まえるならば、日本の捜査手続においても「障害者にとっての公正な手続」が保障されなければならない（憲法31条や37条も同内容の要求をしていると解すべきである）。

これらを基礎として、精神障害者等に対する取調べへの弁護人の立会や取調べの可視化、さらには社会福祉士などの専門家の立会や手続関与が認められるべきである。そのモデルにイギリスはなり得る。

さて、そのための実現方法としては、法改正があり得る。弁護人選任の基準の改正、取調べなどの関与に関する規定が設けられるべきである。他方で、法改正がなされない期間における法解釈としては、刑訴法31条2項にいう「特別弁護人」の活用が考えられる。この規定を用いることができるならば、身体を拘束された被疑者との接見などの権限も認められることになるなどのメリットも考えられる。もっとも、最高裁判例は、この規定の適用を公訴提起後に限るとしている（最決平5・10・19刑集47巻8号67頁）。しかし、このように時期を限定する法規定上の根拠はないといえるべきである。いずれにせよ取調べの可視化が実現しない限り、多くの問題が残ることは明らかである。

他方で、イギリスでも問題となっているように、被疑者が精神障害者等であるかどうかの判断はやはり困難が伴う。イギリスの実務のように医師を関与させる手続は

十分検討に値するであろうが、結局警察官の判断が介在する。やはり、警察官や弁護人等に対する研修が重要であろう。また、身体拘束場所に社会福祉士など専門家が常駐する制度も考えられてよいかもしれない。

(研究協力者：斎藤司)

5) 触法・被疑者となった高齢・障害者に関する弁護士に対する実態把握調査

荒弁護士グループと協力して、弁護士会を通じて刑事弁護を担当している弁護士に対して、知的障害や高齢によって自立が困難な被疑者・被告人の実態についてのアンケート調査を実施するために、調査票を荒弁護士グループの辻川弁護士らと作成した（別紙5参照）。調査対象者は、各単位会の刑事弁護委員会あるいは高齢者・障がい者の権利委員会に所属する弁護士4473名（重複者有）で、2011年2月4日に各単位会の委員会に郵送し、各委員会に配布するように依頼した。現在（2011年3月23日時点）、366名からの返送がある（回収率8.2%）。

D. 考察

1) 研究成果の学術的意義について

ア 統計分析(保護統計年報等)

触法・被疑者となった高齢・障害者の動向については、高齢者が顕著に増加していることは明らかである一方で、知的障害者に関する動向は、「不詳」等が多く正確には把握しきれない部分がある。ただし、人口比等を考慮すると、潜在的に知的障害者が存在している可能性は高い。また、更生緊急保護では、年々その人員は増加しているものの、更生保護施設から福祉施設等につないでいるケースが非常に少ないことが明らかになった。

イ 更生保護施設に対する調査

更生保護施設(職員)に対するアンケート調査では、更生保護施設が矯正施設と社会の間に位置する中間的な施設であり、次につなぐ場所がない場合には、自立が困難な高齢者や障害者の受け入れに必ずしも積極的ではないことや、受け入れた場合にも生き甲斐を持たせるなど処遇上の困難を抱えていること、更には受け入れを依頼する矯正施設から正確な情報が伝えられていないことなどに対して不信感があることなどが明らかとなった。つまり、更生保護施設に高齢・障害者を受け入れてもらうためには、こうした問題点を克服し、更生保護施設退所後の具体的な見通しを立てることが必要となる。

ウ 諸外国における刑事司法と福祉の連携ノルウェーには、刑事司法と福祉をつなぐような特別な仕組みは存在

せず、刑務所内を含めて社会の隅々まで福祉が行き渡り、被疑者・被告人が例外とはならないことが確認された。そのため、ノルウェーには本研究で問題となっている被疑者・被告人となった高齢・障害者そのものがほとんど存在していない。つまり、福祉によるセイフティーネットを整えることでこの研究課題の対象となっている問題は発生しないということである。

イタリアは、憲法（第27条）において、刑罰は更生を目指すものでなければならぬと明記されている。そのため、裁判で実刑が選択された場合には、判決後に、矯正処分監督裁判所という裁判所が、実刑の執行形態を受刑者の更生という観点から検討する仕組みが存在する。高齢者や障害者の場合、更生を考えると、刑務所に収容することは適当ではないと判断されることが多いため、代替刑として、保護観察や自宅や公的福祉施設で刑を執行することが選択されやすい。

日本の憲法には、更生に関する規程は存在しない。日本の刑罰の目的は応報と一般予防が中心であり、そのため、裁判までの刑事司法には更生という視点が欠如しており、これが、本研究課題のような問題を引き起こしている。

また、被疑者・被告人となった高齢・障害者の人権保障という観点から見ると、特に障害者についてであるが、ドイツやイギリスのように取り調べの段階から、福祉的な素養を持つ専門職が寄り添うことで、捜査官や検察官・裁判官に対して配慮を促すことが可能となる。

エ 弁護士に対する調査

日弁連の協力を得て、各単位弁護士会の刑事弁護委員会や高齢・障害委員会に所属する弁護士に対してアンケート調査を実施したが、委員会としてアンケートへの協力に消極的であったり、刑事弁護委員会の中には、アンケートの趣旨、つまり弁護士が更生を意識すること自体が理解しなかったりするような反応があり、法曹の中に更生という視点を持たせること自体が容易でないことが明らかとなった。

2) 研究成果の行政的意義について

上記のように、そもそも高齢者や障害者という社会的弱者と言われる人々が軽微な犯罪で累犯化して実刑となる背景には、福祉そのものの不十分さ、刑事司法と福祉との連携の不足(刑事司法の中における福祉の不在)、刑罰目的としての更生の不在、刑事司法を運営する法曹の更生に対する意識の不足などがあることが明らかとなった。

本研究の行政的意義としては、上記のような問題点を解決・克服するために、知的障害者や高齢者に対する福祉そのものの充実、法曹養成を含めて刑事司法全体における意識改革、つまり犯罪者を単に罰するのではなく更生させることも刑事司法の目的であり、そのためには各刑事司法機関の連携や刑事司法機関と福祉との連携といった縦と横の連携を制度として強化していくことが必要となるといったことが明らかとなったことを挙げるができる。

E. 結論

上記のように、本研究課題である被疑者・被告人となった高齢障害者の拘禁を回避するためには、知的障害者や高齢者に対する福祉そのものの充実、法曹養成を含めて刑事司法全体における意識改革、つまり犯罪者を単に罰するのではなく更生させることも刑事司法の目的であり、そのためには各刑事司法機関の連携やそれ園刑事司法機関と福祉との連携といった縦と横の連携を制度として強化していくことが必要となる。

具体的には、福祉的な支援が必要な高齢者や障害者を刑事司法のできるだけ早い段階で把握することが必要である。つまり、警察に逮捕された段階、検察に送致され勾留されている段階、そして、起訴(公判請求)されて判決を待つ段階において、福祉的な支援が必要な被疑者・被告人の存在を把握し、必要な支援の内容や実行可能な支援策について検察官・裁判官に伝え、起訴猶予や執行猶予を促していく必要がある。

高齢者や知的障害者に必要な福祉ニーズの把握と具体的支援のあり方としては、以下のような施策が考えられる。

1) 当番弁護制度の活用

これは、被疑者段階で関わる当番弁護士や被告人段階で関わる国選弁護人に対して、高齢者や障害者など福祉的支援が必要な被疑者・被告人の存在とそのニーズや支援の在り方に対する問題意識を持ってもらうことから始める必要がある。そのためには、弁護士を含めた法曹の意識を改革するために、こうした高齢・障害を持つ被疑者・被告人の問題や彼らの更生に関する研修会を活発に行い、弁護士一人ひとりの自覚を促すことで、支援の可能性を高めるものである。

2) 警察、検察庁や裁判所への社会福祉士等の専門職の配置

これは、検察庁や裁判所に触法高齢者や障害者の支援に精通した社会福祉士を配置し、検察官や裁判官の処分決定を支援するものである。具体的には、起訴前の取り調べや公判に当たって、高齢者や障害が疑われる者がいた場合には、検察庁や裁判所に配置された社会福祉士を同席させるなどして、その意見を求めるものである。これによって、事案は軽微であるものの、起訴猶予や執行猶予を選択するには、反省の程度や社会的な受け皿が不足していると判断しているケースについては、この社会福祉士が、その専門的知識を活用して拘禁を回避するための条件を整えることができる。

この点に関しては、イタリア法務省に所属し、刑事司法、特に刑罰の執行段階で重要な役割を果たしているソーシャル・サービスの UEPE が一つのモデルとなる。UEPE は、ソーシャル・ワーカーや臨床心理士から構成され、イタリア憲法に示された「刑罰は人道的で、かつ更生に資するものでなくてはならない」という理念に基づいて作られた組織であり、障害者や高齢者の刑罰の執行(代替刑の選択)に当たって刑事司法の様々な段階で、社会福祉や更生の立場から積極的な役割(助言・勧告)を行っている。日本では、家庭裁判所調査官がこの UEPE の役割に最も近い。

3) 判決前調査の導入

これは、家庭裁判所の調査官が行っている審判前の社会調査に近いものである。家庭裁判所の行う調査は、心理学、社会学等の専門的知識を活用しながら、審判対象となっている少年の非行原因や社会的背景、更生可能性、そのために必要な処遇を分析し、報告書にまとめて裁判官に提出する。触法高齢・障害者の支援にこの判決前調査を応用し、心理学や社会学だけでなく、社会福祉的な視点から、犯罪原因や更生可能性、そして更生のために必要な支援策(支援計画)をまとめて裁判官に提出することで執行猶予を活用することが可能となる。そのためには、この判決前調査の更生プランができるだけ具体的に実行可能なものであることが望ましい。現在、受刑者に対しては保護観察所において環境調整が行われているが、ここでいう判決前調査は、環境調整を含むものであ

ること、つまりこの判決前調査には、帰住予定地・引受人を確定することが含まれることが望ましい。上記のイタリアの UEPE も、判決前調査に近い役割を果たしているが、イタリアでは、刑の執行段階で拘禁代替刑が検討されるため、判決後にこの社会調査が行われる。

4) 犯罪被害者支援のような民間ボランティア団体による組織的支援

これは、イギリスなどで民間の犯罪被害者支援組織が、犯罪が発生した時点から警察、検察、裁判所と協力して犯罪被害者の支援(相談、情報提供、公判への付き添いなど)を行っている活動を、犯罪者として検挙された高齢者・障害者などに応用するものである。海外でも、台湾など知的障害者の親の会などが、刑事司法機関に関わるようになった触法知的障害者に対する組織的な支援を行っている例がある。これを実施するためには、警察などの刑事司法機関と民間組織とのシステム化された連携が不可欠である。イタリアでは UEPE が様々な民間団体の協力を得ながら受刑者の支援に当たっている。

5) 中間施設としての更生保護施設活用の積極化

被疑者・被告人となった高齢・障害者の拘禁を回避するためには、一時的なものであっても起訴猶予、執行猶予を得るための受皿を確保することが必要となる。そのためには、更生保護施設の活用が不可欠であるが、更生保護施設では、高齢・障害者の処遇や退所後の生活に対する見通しがもてないため受け入れに消極的である。

そこで、更生保護施設における高齢・障害者の一時的な受け入れを積極化するためには、更生保護施設後の生活設計を具体化することが必要となる。そのためには、刑事施設や弁護士と地域生活定着支援センターとの連携が不可欠である。

F. 研究発表

1. 論文発表

発表者氏名	論文タイトル名	発表誌名	巻号	ページ	出版年
浜井 浩一	ノルウェーから見えてくる日本の高齢者犯罪増加の原因	季刊刑事弁護	63	177-183	2010
浜井 浩一	イタリアにおける触法障害・高齢者の処遇について	季刊刑事弁護	65	167-172	2010
浜井 浩一	高齢者の犯罪	月刊福祉	94巻第3号		2011
古川 隆司	高齢犯罪者・触法障害者への社会福祉の実践と刑事政策との連携	龍谷大学矯正・保護研究センター研究年報	7号	160-171	2010
古川 隆司	地域生活定着支援事業における専門職間連携—要援護性を中心に	犯罪と非行	165号	143-156	2010
古川 隆司	社会保障を含む社会復帰支援と課題—高齢者の犯罪と社会的寛容	週刊社会保障	64(2594)	54-59	2010

2. 学会報告

発表者氏名	種別	報告タイトル	学会名	年月日
浜井 浩一	セッション (Session 848: Crminal justice research in Asia)	Penal populism and aging prison population in Japan	アメリカ犯罪学会	2010.11.20.
古川 隆司	口頭報告	高齢犯罪者・触法障害者の社会復帰と福祉的措置の必要性	日本犯罪社会学会	2010.10.3.

G. 知的財産権の出願・登録状況 (予定も含む。)

なし

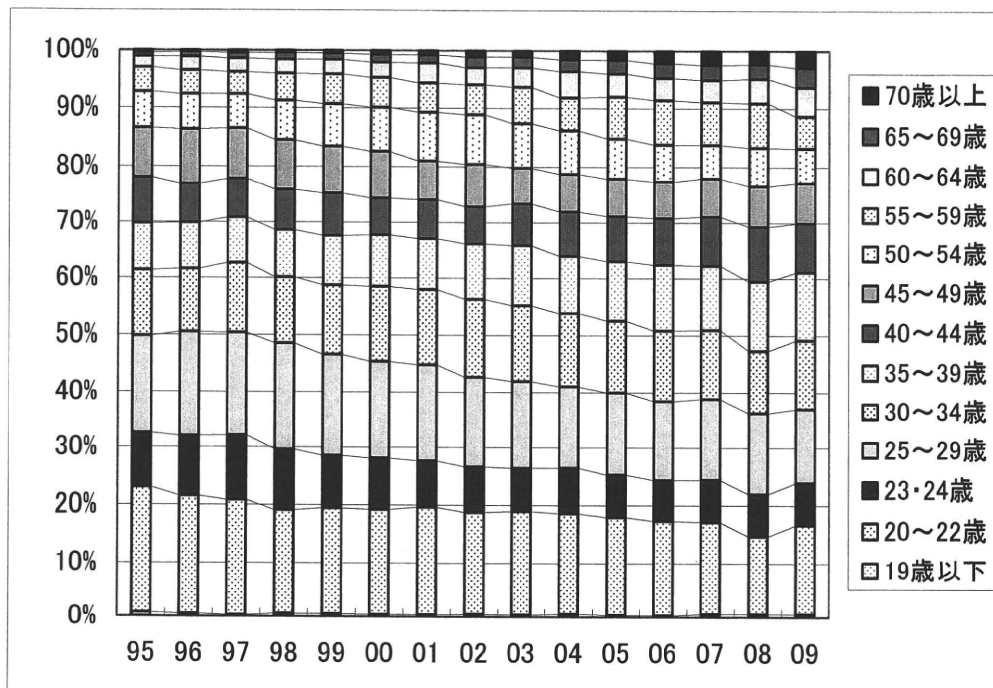


図1:4号観察者の年齢の推移(構成比)

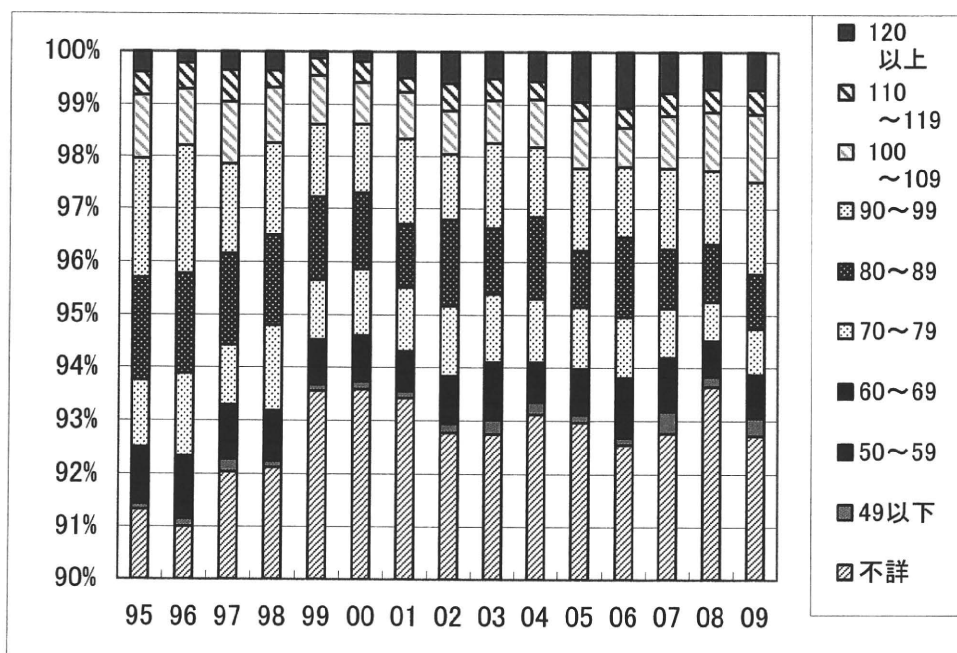


図2:4号観察者の知能指数の動向(構成比)

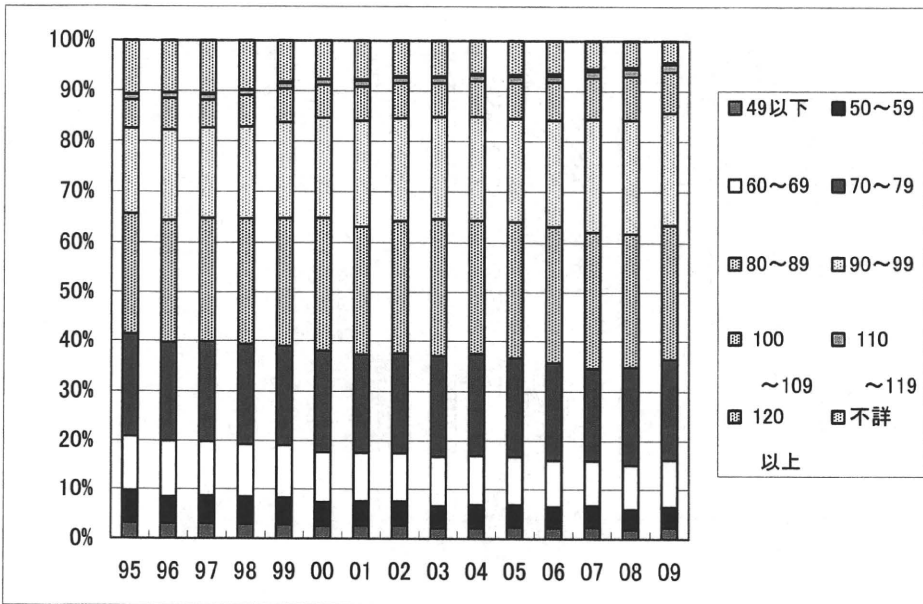


図3:3号観察者の知能指数の動向(構成比)

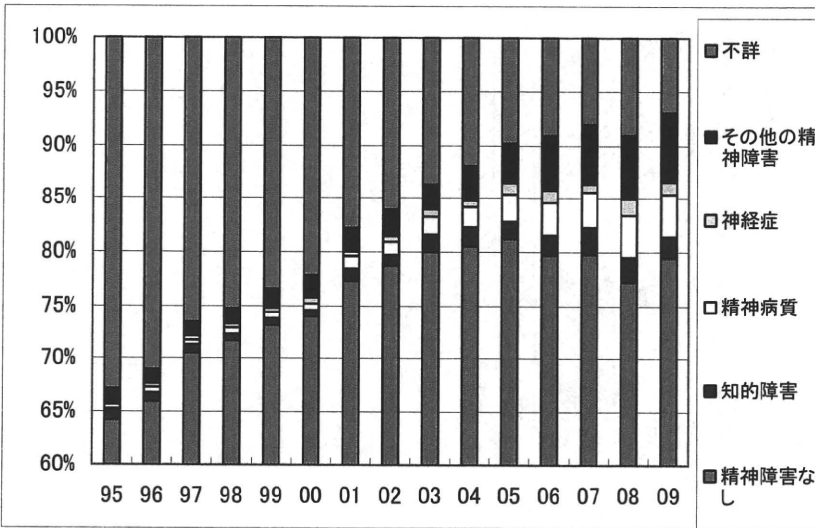


図4:4号観察者の精神状況の動向(構成比)

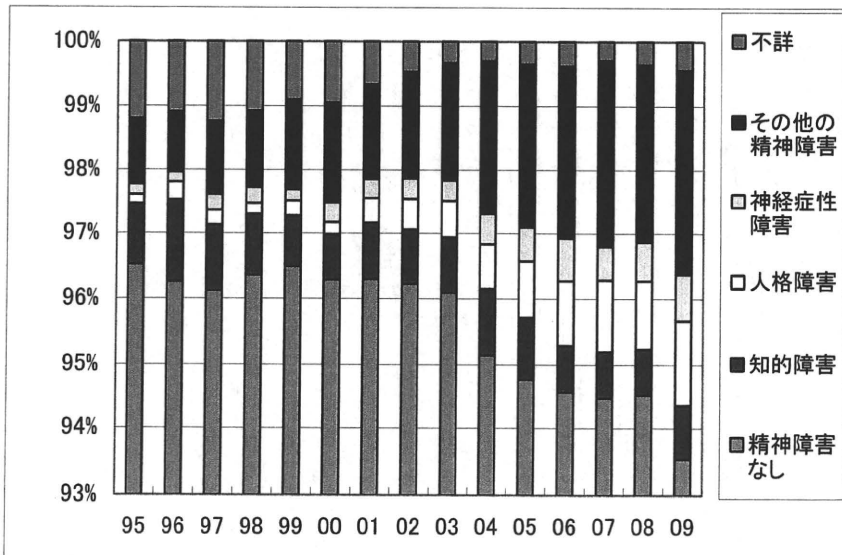


図5:3号観察者の精神状況の動向(構成比)

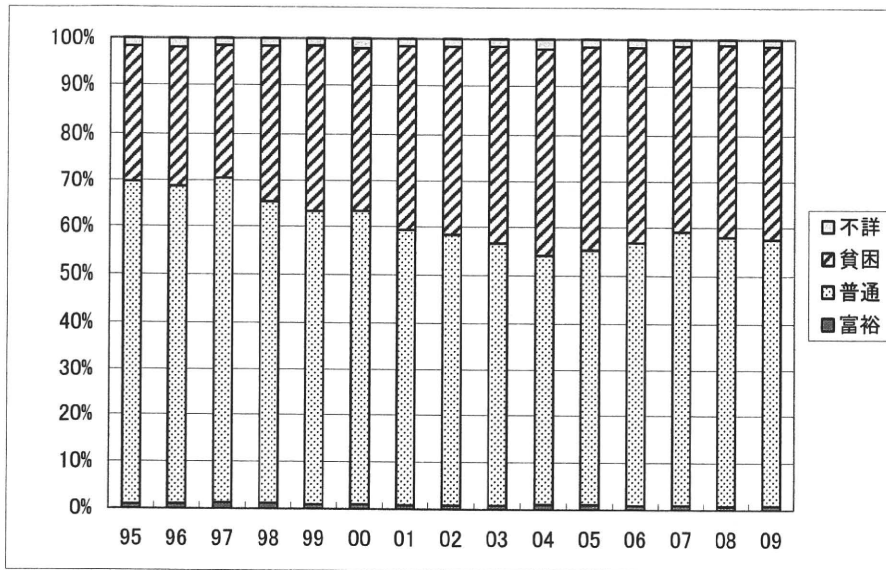


図6: 新受4号観察者の生計状況の動向(構成比)

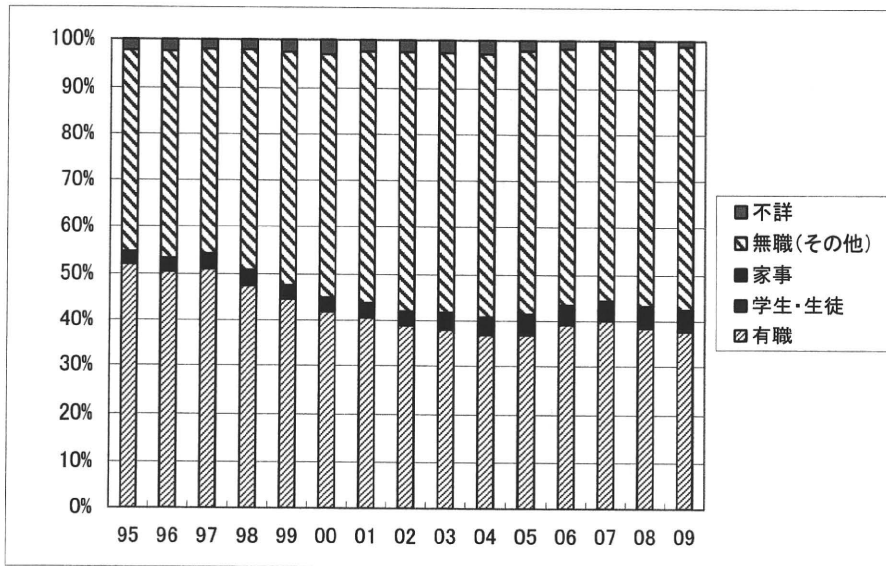


図7: 新受4号観察者の職業の有無の推移(構成比)

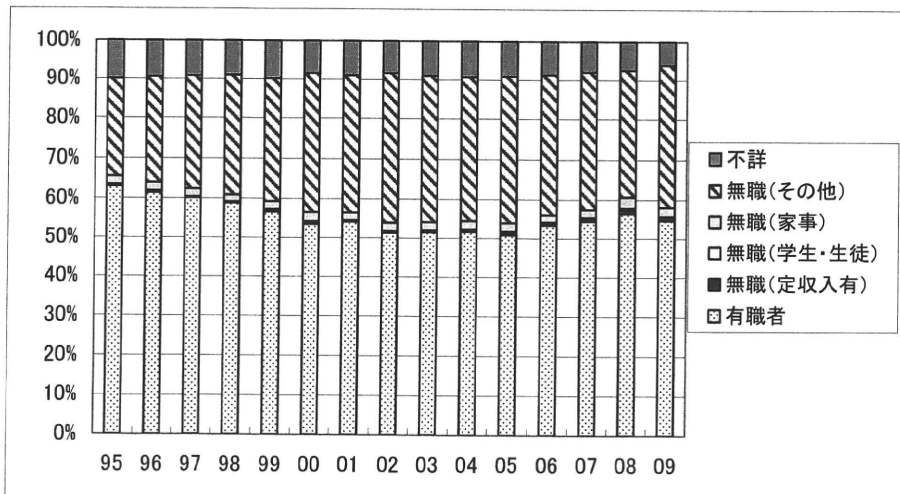


図8: 新受4号観察終了者の職業の有無の推移(構成比)

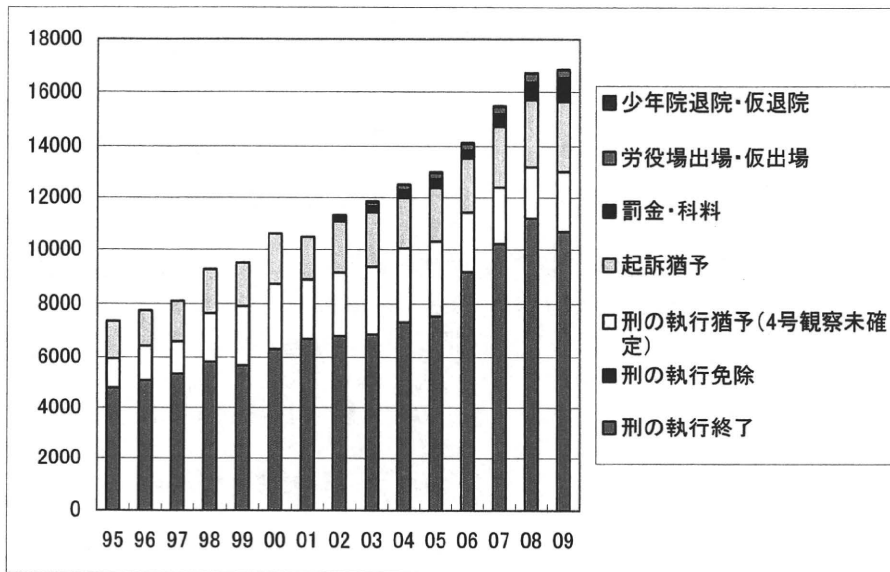


図9: 更生緊急保護事件の受理人員

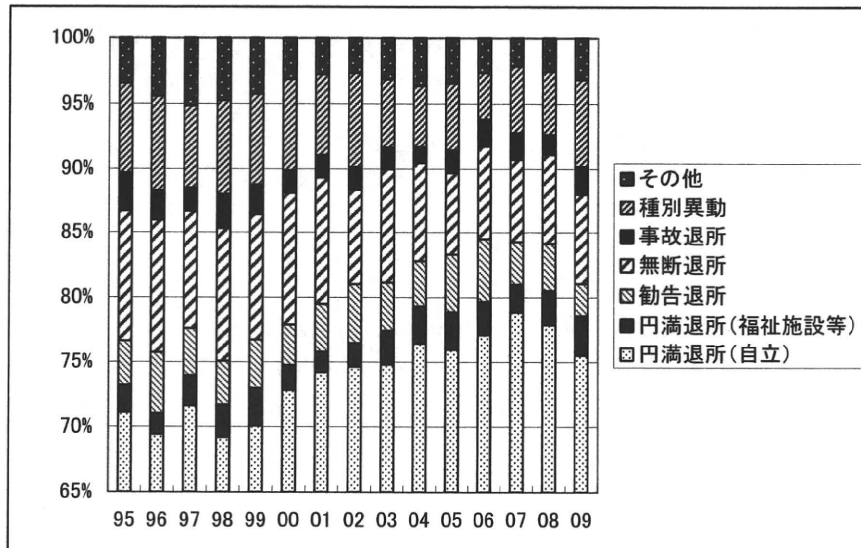


図10: 更生保護施設委託終了者の終了事由別(刑執行終了者)

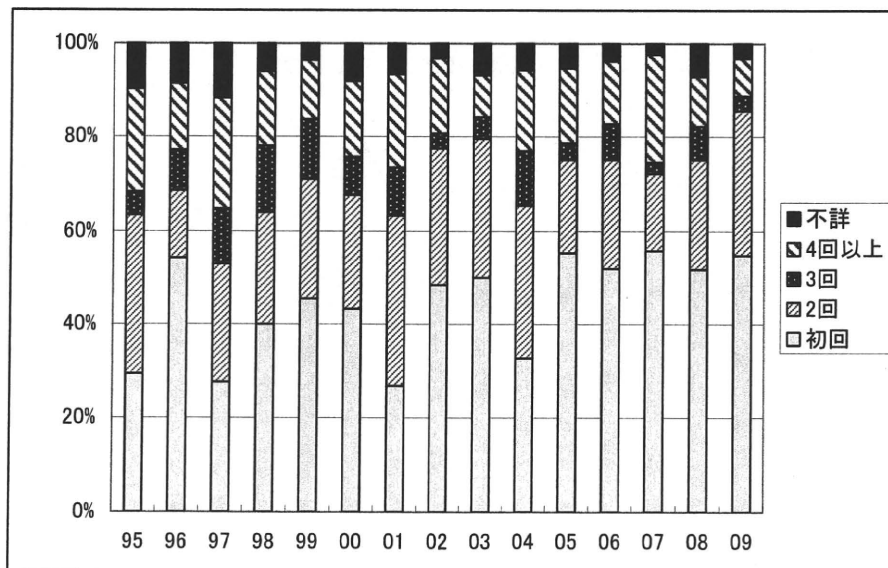


図11: 更生保護施設委託終了者の入所回数(刑執行終了者: 終了事由福祉施設)

更生保護法人 各位

龍谷大学法科大学院教授 浜井浩一

触法高齢者・障害者への処遇に関する調査について（ご依頼）

私は、厚生労働科学研究（障害保健福祉総合研究事業）「触法・被疑者となった高齢・障害者への支援の研究」(※)の研究分担者である、龍谷大学法科大学院の浜井と申します。

本研究の一環で、全国の更生保護法人の運営される更生保護施設に、触法高齢者・障害者の更生保護処遇について、実態や課題と考えられること等を調査したく考えております。

ご多用のことと存じますが、本研究の趣旨をご理解頂き、ご協力の程をお願い申し上げます。

※ 課題番号：H21-障害-一般-001，研究代表者：社会福祉法人南高愛隣会理事長 田島良昭

【調査結果の処理】

この調査の内容は、個人情報に配慮して処理を行います。またこの調査紙は本研究の目的のみに用います。

【調査の回答方法】

選択肢のある質問については、該当する記号をお選び頂き、回答欄に記号でお答えください。記述式の質問は、回答欄へ自由にお書き下さい。

【用語の定義】

ここでいう「触法高齢者」「触法障害者」については、次の通りとします。

- ・触法高齢者 … 65歳以上の被保護者をいいます。
- ・触法障害者 … 専門機関等による知能検査の結果で知的障害との判定を受けている被保護者のほか、面接所見の結果、知的障害・軽度発達障害が予想される被保護者も含まれます。なお、知的障害を伴わない精神障害者（統合失調症・うつ病・覚せい剤精神疾患、人格障害など）は除きます。

☆本調査に関するお問合せは以下にお願い致します。

古川 隆司（追手門学院大学社会学部・准教授）

〒567-8502 大阪府茨木市西安威2丁目1-15

電話 072-641-9596

メール furukawa@res.otemon.ac.jp

事 務 連 絡
平成22年10月22日

地方更生保護委員会事務局更生保護管理官 殿
保護観察所統括保護観察官（更生保護施設担当） 殿

法務省保護局更生保護振興課専門官（更生保護事業担当）

厚生労働科学研究への協力について（連絡）

標記について、別添アンケートの依頼が各更生保護施設になされる予定となっております。

本研究は更生保護施設における障害者又は高齢者の処遇機能の充実に資するものと思われるので、業務に特段の支障がない限り、協力して問題ないものであることを所管更生保護施設に情報提供願います。
なお、本件については、更生保護法人更生保護法人連盟と協議済みです。

1. 触法高齢者の受け入れについて

問1 過去10年の間で、運営される更生保護施設で、触法高齢者を受け入れたことはありますか。いずれかの□にvを入れて下さい。

- 0 ある
- 1 ない

<問2と問3は、問1で「ない」と答えた方のみお答えください>

問2 受け入れなかった理由についてお教え下さい。以下の選択肢から該当するもの1つを選び□にvを入れて下さい。

- 0 少年を対象としているから
- 1 雇用が決まる見込みが乏しいから
- 2 専門的な処遇が行えないから
- 3 専門機関等の協力が得られないから
- 4 その他（自由にお書き下さい）

問3 受け入れ打診があった場合、どのような理由で断られましたか。以下の選択肢から該当するもの1つを選び□にvを入れて下さい。

- 0 少年を対象としているから
- 1 雇用が決まる見込みが乏しいから
- 2 専門的な処遇が行えないから
- 3 専門機関等の協力が得られないから
- 4 空きがなかったため
- 5 その他（自由にお書き下さい）

<問4～7は、問1で「ある」と答えた方のみお答えください>

問4 どのような形で触法高齢者を受け入れましたか。以下の選択肢から該当するものを選び□にvを入れて下さい（複数選択可）。

- 0 刑事施設から（中間処遇を除く）
- 1 更生緊急保護として
- 2 長期受刑者の中間処遇として
- 3 市町村から
- 4 警察から
- 5 その他（自由にお書き下さい）

問5 触法高齢者の受け入れに対してどのような点を検討されましたか。以下の選択肢から該当するもの3つ以内を選び□にvを入れて下さい。

- 0 年齢
- 1 犯歴
- 2 刑事施設での処遇状況
- 3 帰住先・身元引受先の有無
- 4 職業経験
- 5 本人の就労意欲
- 6 疾患や障害状態
- 7 所持金の有無
- 8 年金など社会保険の加入状況
- 9 その他（自由にお書き下さい）

問6 触法高齢者の処遇で考慮するのはどのような点ですか。以下の選択肢から該当するものを選び□にvを入れて下さい（2つ以内を選択）。

- 1 就労について
- 2 年金など社会保険の加入について
- 3 帰住先・身元引受先との調整
- 4 疾患や障害状態について
- 5 福祉事務所や老人ホームとの調整
- 6 その他（自由にお書き下さい）

問7 触法高齢者を処遇され、課題と考えられたことはどんなことがありますか。自由にお書き下さい。

II. 触法障害者の受け入れについて

問8 過去10年の間で、運営される更生保護施設で、触法障害者を受け入れたことはありますか。いずれかの□にvを入れて下さい。

- 0 ある
- 1 ない

<問9と問10は、問8で「ない」と答えた方のみお答えください>

問9 受け入れなかった理由についてお教え下さい。以下の選択肢から該当するもの1つを選び□にvを入れて下さい。

- 0 少年を対象としているから
- 1 雇用が決まる見込みが乏しいから
- 2 専門的な処遇が行えないから
- 3 専門機関等の協力が得られないから
- 4 その他（自由にお書き下さい）

問10 受け入れ打診があった場合、どのような理由で断られましたか。以下の選択肢から該当するもの1つを選び□にvを入れて下さい。

- 0 少年を対象としているから
- 1 雇用が決まる見込みが乏しいから
- 2 専門的な処遇が行えないから
- 3 専門機関等の協力が得られないから
- 4 空きがなかったため
- 5 その他（自由にお書き下さい）

<問11～14は、問8で「ある」と答えた方のみお答えください>

問11 どのような形で触法高齢者を受け入れましたか。以下の選択肢から該当するものを選び□にvを入れて下さい。（複数選択可）

- 0 刑事施設から（中間処遇を除く）
- 1 更生緊急保護として
- 2 長期受刑者の中間処遇として
- 3 市町村から
- 4 警察から
- 5 その他（自由にお書き下さい）

問12 触法障害者の受け入れに対してどのような点を検討されましたか。以下の選択肢から該当するもの3つ以内を選び□にvを入れて下さい。

- 0 年齢
- 1 犯歴
- 2 刑事施設での処遇状況
- 3 帰住先・身元引受先の有無
- 4 職業経験
- 5 本人の就労意欲
- 6 疾患や障害状態
- 7 知能の程度
- 8 所持金の有無
- 9 年金など社会保険の加入状況
- 10 その他（自由にお書き下さい）

問 13 触法障害者の処遇で考慮するのはどのような点ですか。以下の選択肢から該当するもの 2 つ以内を選び□にvを入れて下さい。

- 1 就労について
- 2 年金など社会保険の加入について
- 3 帰住先・身元引受先との調整
- 4 疾患や障害状態・知能程度について
- 5 福祉事務所や障害者施設の調整
- 6 その他（自由にお書き下さい）

問 14 触法障害者を処遇されて、課題と考えられたことはどんなことがありますか。自由にお書き下さい。

Ⅲ. 触法高齢者・障害者の処遇における福祉との連携について

問 15 平成 21 年度から社会福祉士などの配置が取り組み始められました。貴施設での配置をお教え下さい。次のうち該当するもの一つを選び□にvを入れて下さい。

- 0 社会福祉士を配置している
- 1 介護福祉士を配置している
- 2 介護支援専門員を配置している
- 3 その他の職員を配置している（具体的にお書き下さい）
- 4 まだ配置していない

問 16 福祉資格のある職員の待遇について伺います。

(1) どのような雇用身分で採用されていますか。以下の選択肢から該当するものを一つ選び、□にvを入れて下さい。

- 0 常勤職員として採用した（勤務週 5 日）
- 1 非常勤職員として採用した（勤務週 1 回～4 回）
- 2 パートタイムとして採用した（勤務週 1 または隔週 1 回程度）

(2) 職務内容はどのようなことをされていますか。以下の選択肢から該当するもの全てについて、□にvを入れて下さい。

- 0 他職員と同じ職務内容
- 1 主に事務
- 2 主に処遇
- 3 特別の処遇プログラム
- 4 病院や福祉事務所などとの連絡調整
- 5 その他（具体的にお書き下さい）

(3) 上の他、職務について期待されることはありますか。自由にお書き下さい。

問 17 触法高齢者・障害者の処遇について、福祉関係者との連携について伺います。

(1) 福祉との連携への意向について、以下の選択肢から該当する程度を一つ選び、□にvを入れて下さい。

- 0 一層必要である
- 1 対象によって必要である
- 2 限定的に必要である（福祉・介護サービスの利用など）
- 3 あまり必要ない
- 4 まったく必要ない

(2) 福祉関係者との連携について課題と考えることはどのようなことですか。以下の選択肢から該当するものを3つ以内で選び、□にvを入れて下さい。

- 0 福祉制度の紹介・斡旋
- 1 福祉関係者とのチームによる処遇
- 2 福祉関係者からの助言
- 3 円満退所に向けた受け皿の確保
- 4 更生保護・福祉の考え方の理解
- 5 被保護者の人権に対する理解
- 6 施設の運営方針に対する理解
- 7 その他（自由にお書き下さい）

<問 18 は問 17 (1) で「一層必要」「対象により必要」「限定的に必要」と答えた方のみお答えください。>

問 18 今後どのような点で福祉関係者との連携を進める必要があると考えますか。自由にお書き下さい。

問 19 平成 21 年度から都道府県で地域生活定着支援センターが開設されはじめました。地域生活定着支援センターについて伺います。

(1) 貴施設の所在する都道府県では地域生活定着支援センターは開設されましたか。次の選択肢のうち一つを選び、□にvを入れてください。

- 0 開設された
- 1 開設準備中である
- 2 まだ開設されていない

(2) (1)で「開設された」と回答された方にお尋ねします。処遇についてセンターとの連携をどのように評価されますか。次の選択肢のうちあてはまるもの一つを選び□にvを入れてください。

- 0 うまく連携できていると思う
- 1 まあまあ連携できていると思う
- 2 まだ連携がうまくいっていないと思う
- 3 まったく連携ができていないと思う
- 4 わからない

(3) センターの開設にあたって課題であると考えられることはどのような点ですか。次の選択肢のうちあてはまるもの3つ以内を選び□にvを入れてください。

- 0 都道府県の理解や協力
- 1 市町村の理解や協力
- 2 社会福祉施設・団体の協力
- 3 地域住民の協力
- 4 BBS や保護司会など更生保護団体の協力
- 5 更生保護施設の協力
- 6 財政面の安定
- 7 情報の共有
- 8 その他（自由にお書き下さい）

問 20 触法高齢者・触法障害者の更生保護について、考えや思いについて自由にお書き下さい。

更生保護施設調査集計結果

I. 触法高齢者の受け入れについて

問1	過去10年間に触法高齢者を受け入れた経験	回答数	構成比
	ある	88	92.6
	ない	7	7.4

問2	受け入れなかった理由	回答数	構成比
	少年を対象としているから	2	28.6
	雇用が決まる見込みが乏しいから	2	28.6
	専門的な処遇が行えないから	0	0.0
	専門機関等の協力が得られないから	1	14.3
	その他	2	28.6

問3	受け入れ打診に対し断った理由	回答数	構成比
	少年を対象としているから	2	28.6
	雇用が決まる見込みが乏しいから	2	28.6
	専門的な処遇が行えないから	1	14.3
	専門機関等の協力が得られないから	0	0.0
	空きがなかったため	0	0.0
	その他	2	28.6

問4	触法高齢者を受け入れた形態(複数回答)	回答数	構成比
	刑事施設から(中間処遇を除く)	79	89.8
	更生緊急保護として	69	78.4
	長期受刑者の中間処遇として	26	29.5
	市町村から	1	1.1
	警察から	0	0.0
	その他	3	3.4

問5	触法高齢者の受け入れで検討した点(複数回答)	回答数	構成比
	年齢	30	34.1
	犯歴	40	45.5
	刑事施設での処遇状況	23	26.1
	帰住先・身元引受先の有無	37	42.0
	職業経験	4	4.5
	本人の就労意欲	17	19.3
	疾患や障害の状態	73	83.0
	所持金の有無	6	6.8
	年金など社会保険の加入状況	31	35.2
	その他	3	3.4

問6	触法高齢者の処遇で考慮する点(2つ回答)	回答数	構成比
	就労について	20	22.7
	年金など社会保険の加入について	16	18.2
	帰住先・身元引受先との調整	34	38.6
	疾患や障害状態について	54	61.4
	福祉事務所や老人ホームとの調整	46	52.3
	その他	3	3.4

II. 触法障害者の受け入れについて

問8	過去10年間で触法障害者の受け入れ経験	回答数	構成比
	ある	78	81.3
	ない	18	18.8
問9	受け入れなかった理由	回答数	構成比
	少年を対象としているから	1	5.9
	雇用が決まる見込みが乏しいから	4	23.5
	専門的な処遇が行えないから	7	41.2
	専門機関等の協力が得られないから	0	.0
	その他	5	29.4
問10	受け入れ打診に対し断った理由	回答数	構成比
	少年を対象としているから	2	28.6
	雇用が決まる見込みが乏しいから	2	28.6
	専門的な処遇が行えないから	1	14.3
	専門機関等の協力が得られないから	0	0.0
	空気がなかったため	0	0.0
	その他	2	28.6
問11	触法障害者を受け入れた形態(複数回答)	回答数	構成比
	刑事施設から(中間処遇を除く)	65	83.3
	更生緊急保護として	52	66.7
	長期受刑者の中間処遇として	11	14.1
	市町村から	1	1.3
	警察から	0	0.0
	その他	6	7.7
問12	触法障害者の受け入れで検討した点(複数回答)	回答数	構成比
	年齢	12	15.4
	犯歴	34	43.6
	刑事施設での処遇状況	15	19.2
	帰住先・身元引受先の有無	25	32.1
	職業経験	7	9.0
	本人の就労意欲	28	35.9
	疾患や障害の状態	60	76.9
	知能の程度	38	48.7
	所持金の有無	1	1.3
	年金など社会保険の加入状況	11	14.1
	その他	5	6.4
問13	触法障害者の処遇で考慮する点(2つ回答)	回答数	構成比
	就労について	31	39.7
	年金など社会保険の加入について	72	92.3
	帰住先・身元引受先との調整	23	29.5
	疾患や障害状態について	46	59.0
	福祉事務所や障害者施設との調整	50	64.1
	その他	1	1.3